

○柏市保健所条例施行規則

平成20年 3月28日

規則第42号

改正 平成29年12月22日規則第91号

令和 2年 6月26日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 保健所の行う検査を受けようとする者は、検査申込書を市長に提出することにより、市長に申し込まなければならない。

(条例第3条第1項の規則で定める役務)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める役務は、次に掲げるものとする。

- (1) HIV抗体検査
- (2) クラミジア抗体検査
- (3) 梅毒血清検査
- (4) 肝炎ウイルス検査

(平29規則91・一部改正)

(手数料の減免)

第4条 条例第3条第4項の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）をする割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者 100パーセント
- (2) 国又は他の地方公共団体（本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が、保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。） 50パーセント
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める割合

2 手数料の減免を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(手数料の返還)

第5条 条例第3条第5項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の返還の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 条例第4条に規定する柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、在任の委員及び議事に関係のある特別委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について在任の委員及び議事に関係のある特別委員に報告しなければならない。

(令2規則70・一部改正)

(部会)

第8条 条例第8条に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議及び議事は、審議会の会議及び議事に準じて行う。

6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の規定により部会の議決をしたときあつては部会の会議の結果を、部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときあつては部会の会議の経過を審議会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会（部会に調査審議させる場合にあつては、部会）は、必要に応じて委員及び特別委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営)

第10条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

